

Mac24 電子カルテご利用のお客様へ



● 令和7年4月診療報酬改正の準備が必要です

※ Mac24 以外の電子カルテご利用の医療機関様は個別にご案内いたします

3月31日(月)診療終了後、
Mac24 電子カルテ PC1 台をシャットダウンせず
マクロスジャパンサポートセンター(03-3666-7171)へご連絡ください

※お願い

お手数ですが、当日の診療終了時間の自安を FAX (本書3頁目) でお知らせください

提出期限：3月27日(木)

● 令和7年4月診療報酬改正の主な変更(一部抜粋)

■ 医療DX推進体制整備加算 及び 在宅医療DX情報活用加算

● 医療DX推進体制整備加算
令和7年4月～

医療DX推進体制整備加算1: 12点
医療DX推進体制整備加算2: 11点
医療DX推進体制整備加算3: 10点
[施設基準] (要旨)
◆ 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

医療DX推進体制整備加算4: 10点
医療DX推進体制整備加算5: 9点
医療DX推進体制整備加算6: 8点
[施設基準] (要旨)
(※) 電子処方箋要件なし

～令和7年3月
加算1: 11点
加算2: 10点
加算3: 8点

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～ ^{※2}
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15% ^{※1}

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討。

● 在宅医療DX情報活用加算
令和7年4月～

在宅医療DX情報活用加算1: 11点
[施設基準] (要旨)
(4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

在宅医療DX情報活用加算2: 9点
[施設基準] (要旨)
(※) 電子処方箋要件なし

※中国協賛会(1月29日開催)資料より作成

図 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

医療DX推進体制整備加算の見直しに伴い、加算番号の追加設定が必要です
3月28日(金)より設定可能となりますので、3月中に行ってください

参考文献：令和7年(2025年)3月5日(水) / 日医ニュース
<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/012129.html>

■入院時の食費基準額の見直し

入院時の食費の基準の見直し

○入院時の食費について、令和6年度診療報酬改定において、1食当たり30円引き上げを行ったが、食材費等の高騰は更に続いている。医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、更に1食当たり20円引き上げる。

食事療養及び生活療養の費用額算定表

	(現行)	(見直し案)
第一 食事療養		
1 入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	670円	➡ 690円
(2) 流動食のみを提供する場合	605円	➡ 625円
2 入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	536円	➡ 556円
(2) 流動食のみを提供する場合	490円	➡ 510円
第二 生活療養		
1 入院時生活療養(Ⅰ)		
(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)		
イ □以外の食事の提供たる療養を行う場合	584円	➡ 604円
□ 流動食のみを提供する場合	530円	➡ 550円
2 入院時生活療養(Ⅱ)		
(1) 食事の提供たる療養(1食につき)	450円	➡ 470円

参考文献 : https://asuyaku.jp/column-penguin_vol49/

●医療扶助におけるオンライン資格確認等導入について

医療扶助のオンライン資格確認の概要

生活保護の医療扶助については、現在紙で発行している医療券について、

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、令和6年3月1日よりマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が始まっています。

生活保護受給者の
マイナ保険証確認

※※ 医療扶助オン資格にはMac24電子カルテ連携プログラム導入が必要です

※※ 導入希望の医療機関様は御見積りをお送りいたします

マクロスジャパンサポートセンターご連絡ください 電話・FAX(本書3頁目)

医療扶助のオンライン資格確認等を導入補助金の申請期間は、現在「当分の間」となって

おります。予算の上限に達すると受付不可と記載がありますのでお早目の

導入をおすすめします。

病院:事業額 56.6 万円を上限に、1/2(28.3 万円補助)

診療所:事業額 7.3 万円を上限に、3/4(5.4 万円補助)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217#mcetoc_li3miounrm

システム整備を完了していない医療機関・薬局に最優先でご対応いただきたい事項のご案内

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011719



FAX (03-3666-6711)

●Mac24 電子カルテご利用の全医療機関様(お手数ですが必ず返信ください)

医療機関名			
3月31日(月) 診療終了時間(予定)	時		分頃
作業可能カルテ端末	場 所	例:第2診察室	IP アドレス 例:192.168.0.101 . . .
ご担当者	連絡可能電話番号		
備 考			

提出期限：3月27日(木)

●Mac24 電子カルテ

医療扶助(生保)オンライン資格確認導入作業お見積り希望の医療機関様

※既に導入済みの医療機関様は記載不要です

※医療機関等向け総合ポータルサイトでの補助金申請は現在「当分の間」となっております
 予算の上限に達すると受付不可と記載がありますのでお早目の導入をおすすめします

医療機関名	
ご担当者	
備 考	

FAX 送信先(03-3666-6711)